

四半期報告書

(第32期第1四半期)

自 平成24年2月21日

至 平成24年5月20日

イオンクレジットサービス株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 11
- (4) ライツプランの内容 11
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 11
- (6) 大株主の状況 11
- (7) 議決権の状況 12

2 役員の状況 12

第4 経理の状況 13

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 14
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 16
 - 四半期連結損益計算書 16
 - 四半期連結包括利益計算書 17

2 その他 22

第二部 提出会社の保証会社等の情報 23

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月3日
【四半期会計期間】	第32期 第1四半期（自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日）
【会社名】	イオンクレジットサービス株式会社
【英訳名】	AEON CREDIT SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
（注） 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。	
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 経営管理本部長 若林 秀樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町1番地
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 経営管理本部長 若林 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 第1四半期連結 累計期間	第32期 第1四半期連結 累計期間	第31期
会計期間	自平成23年2月21日 至平成23年5月20日	自平成24年2月21日 至平成24年5月20日	自平成23年2月21日 至平成24年2月20日
営業収益(百万円)	39,936	43,320	169,853
経常利益(百万円)	4,542	6,203	24,268
四半期(当期)純利益(百万円)	252	3,020	8,988
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△197	3,820	7,324
純資産額(百万円)	176,093	166,763	181,852
総資産額(百万円)	914,817	944,879	907,658
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.61	20.60	57.30
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1.61	18.82	57.30
自己資本比率(%)	16.9	15.1	17.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第31期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

[平成25年2月期 第1四半期連結累計期間業績の概況]

(単位：百万円)

	連結業績	前年同期比
取扱高	903,511	116.8%
営業収益	43,320	108.5%
営業利益	6,181	137.6%
経常利益	6,203	136.6%
四半期純利益	3,020	1,196.5%

当第1四半期連結累計期間(平成24年2月21日～平成24年5月20日)は、東日本大震災後、復興需要等を背景に、景気に持ち直しの動きがみられたものの、欧州の政府債務危機による海外景気の下振れや、為替の変動、株式市場の低迷等により、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

このような中、当社ではクレジット事業の強化に加え、電子マネー事業、銀行代理業等のフィービジネスの推進、海外事業の拡大に継続して取り組みました。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、クレジットカードの有効会員数が期首より34万人純増の2,473万人(海外ハウスカード会員数を含む総会員数3,023万人)に拡大するとともに、国内外において提携先企業との共同企画を積極的に推進した結果、カードショッピング取扱高は、7,598億95百万円(前年同期比117.0%)と順調に推移いたしました。

また、フィービジネスでは電子マネー事業、銀行代理業における営業ネットワークの拡大により業容を拡大するとともに、海外事業ではクレジット関連事業の推進に加え、新たな地域への展開強化に取り組みました。

この結果、取扱高は9,035億11百万円(同116.8%)、営業収益433億20百万円(同108.5%)、営業利益61億81百万円(同137.6%)、経常利益62億3百万円(同136.6%)、四半期純利益は30億20百万円と前年同期に比べ、27億67百万円の増益となりました。

なお、平成24年3月23日に自己株式の取得及びアジア事業への投資強化のため、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達を実施いたしました。

調達資金の内、150億円につきましては、自己株式1,226万9,800株の取得資金に活用し、取得した全株式は平成24年4月20日付で消却いたしております。

その結果、当第1四半期のROEは2.0%と取得前と比較して0.1%改善いたしました。

セグメントの概況

[平成25年2月期 第1四半期連結累計期間事業別セグメントの概況]

(単位：百万円)

	営業収益	前年同期比	営業利益	前年同期比
クレジット	23,851	101.4%	3,510	118.0%
フィービジネス	5,391	136.4%	424	—
海外	14,379	112.7%	3,067	124.3%
合計	43,623	108.4%	7,001	132.2%
調整額	△302	103.2%	△819	102.0%
四半期連結損益計算書計上額	43,320	108.5%	6,181	137.6%

①クレジット事業

[主な数値(国内)]

- 有効会員数 : 2,130万人(期首比29万人増)
- 稼働会員数 : 1,294万人(期首比26万人増)
- カードショッピング取扱高 : 7,349億13百万円(前年同期比117.2%)
- カードキャッシング取扱高 : 426億53百万円(前年同期比106.4%)

[主な取り組み]

カード会員数拡大に向けた取り組みでは、提携先企業の店頭や銀行代理店舗での会員募集を強化したことにより、イオンカードにイオン銀行キャッシュカードの機能・特典を付帯した「イオンカードセレクト」の会員数を期首より10万人純増の163万人に拡大することができました。

また、成長領域であるデジタル分野に経営資源を集中させ、インターネット限定の入会企画やスマートフォンを通じた申込受付等、会員募集の強化に取り組みました。この結果、国内の有効会員数は期首より29万人純増の2,130万人と順調に拡大いたしました。

新たなカード特典として、65歳以上のイオンカード会員さまを対象に、毎月15日、グループ店舗でのお買い物が5%割引になる「ゆうゆう感謝デー」の告知強化に加え、ショッピングセンター内の専門店約12,000店舗と共同でカード利用促進企画を実施いたしました。

さらに、カード申込後すぐに利用したいというお客さまのニーズにお応えするため、全国の提携先店舗でのカード即時発行の開始等、利便性向上に取り組んだことにより、稼働会員数は期首より26万人純増の1,294万人に拡大することができました。この結果、カードショッピング取扱高は7,349億13百万円(前年同期比117.2%)と順調に推移いたしました。

なお、カードキャッシング取扱高につきましても、平成24年2月期の第4四半期以降、回復基調に転じ、当第1四半期におきましても前年同期実績を上回り推移しております。

これらの取り組みの結果、クレジット事業の営業収益は238億51百万円(前年同期比101.4%)、営業利益35億10百万円(同118.0%)と増収増益となりました。

②フィービジネス

[主な数値]

WAON発行枚数 : 2,550万枚(期首比140万枚増) ※当社発行枚数 : 741万枚(同41万枚増)

WAON利用可能場所 : 145,000ヶ所(期首比6,000ヶ所増)

イオン銀行代理店舗数 : 71店舗(期首比5店舗増) ※イオン銀行総店舗数 : 85店舗(同5店舗増)

[主な取り組み]

電子マネー事業では、テーマパークやホテル、高速道路サービスエリア等のWAON加盟店開発強化に加え、「ゆうゆうワオン」の会員募集及びWAON一体型カードの発行推進等に取り組んだ結果、WAONの決済総額は2,711億63百万円(前年同期比117.1%)と順調に推移いたしました。

銀行代理業では、お客さまの幅広い金融ニーズにワンストップでお応えするため、クレジット、銀行に加え、証券会社、保険会社等、専門性の高い金融商品・サービスを取り扱う「暮らしのマネープラザ」を新たにイオンモール船橋へ新設いたしました。また、イオン銀行が提供するカードローン及び無担保ローン等の保証拡大により、信用保証残高は順調に拡大いたしました。

国内子会社の取り組みとして、エー・シー・エス債権管理回収株式会社では、公共料金の受託社数及び買取債権の拡大に向けた営業活動強化、イオン少額短期保険株式会社では、家財保険の販売拡大に向けた代理店店舗の開拓に取り組ましました。

また、イオン住宅ローンサービス株式会社では、マンション等を販売する住宅販売会社との連携による「フラット35」の取扱い推進に加え、当社事業所を活用した営業ネットワークの拡大等、営業活動の強化に取り組ましました。

これらの取り組みの結果、フィービジネスの営業収益は53億91百万円(前年同期比136.4%)、営業利益は4億24百万円(同5億70百万円増)と、事業構造の転換を着実に図ることができております。

※なお、当第1四半期連結累計期間より、イオン住宅ローンサービス株式会社の損益計算書を連結しております。

③海外事業

[主な数値]

有効会員数 : 343万人(期首比5万人増)

ハウスカード会員数 : 550万人(期首比13万人増)

合計会員数 : 893万人(期首比18万人増)

[主な取り組み]

香港では、提携先企業の新規出店によるカード会員募集の強化に加え、会社設立25周年企画に取り組む等、カードショッピング取扱高が順調に推移したことにより、営業収益は2億95百万香港ドル(前年同期比103.2%)と増収増益となりました。

タイでは、会社設立20周年に伴い、新たなカード特典強化に取り組むとともに、住宅改装や家具・家電購入等、洪水被害からの復興需要の高まりに合わせた、提携先企業との共同企画に積極的に取り組みました。これらの取り組みの結果、営業収益は30億70百万バーツ(同113.9%)と順調に推移いたしました。

マレーシアでは、提携先企業とのポイント一体型カードの発行拡大に加え、急速に普及が進むスマートフォンやタブレット端末販売加盟店との共同企画に継続して取り組んだことにより、取扱高が順調に拡大いたしました。これらの取り組みの結果、営業収益は1億10百万リンギット(同133.2%)と順調に業容拡大を図ることができました。

また、台湾、インドネシア、ベトナムに加え、昨年、現地法人を設立した中国瀋陽及びカンボジアでの加盟店ネットワーク及び営業拠点拡充による取扱高拡大に取り組むとともに、システム開発事業を展開するフィリピンにおいてSE人員増員によるシステム開発受託強化等、各国において継続して業容拡大に取り組ましました。

これらの取り組みの結果、営業収益は143億79百万円(前年同期比112.7%)、営業利益30億67百万円(同124.3%)と増収増益を図ることができました。

なお、本年上期中に、中華圏の新規投資対応や各現地法人の事業拡大をサポートする中国統括会社を香港に設立し、中国での事業展開をさらに加速させてまいります。

また、タイにおいて、保険代理店事業、サービサー事業を展開するタイ各現地法人をイオンタナシンサップ(タ

イランド)の傘下に再編してまいります。これにより、同社がクレジットカード事業を通じて培ったノウハウ、機能、営業基盤の活用及び重複する各機能の集約と事業運営の効率化を図り、クレジット関連事業及び周辺事業のさらなる拡大を目指してまいります。

(2) 財政状態

- ・当第1四半期連結会計期間末の総資産は主として、カードショッピング取扱高の順調な拡大により、割賦売掛金が163億12百万円増加したことにより、前連結会計年度末と比較して372億20百万円増加し、9,448億79百万円となりました。
- ・当第1四半期連結会計期間末の負債は主として、買掛金が324億43百万円、転換社債型新株予約権付社債が300億円増加したことにより、前連結会計年度末と比較して523億9百万円増加し、7,781億15百万円となりました。
- ・当第1四半期連結会計期間末の純資産は、自己株式の取得等により前連結会計年度末と比較して150億88百万円減少し、1,667億63百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	540,000,000
計	540,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月3日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	144,697,208	144,697,208	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	144,697,208	144,697,208	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年4月5日
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成24年5月21日から 平成39年5月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,082 資本組入額 541
新株予約権の行使の条件	①新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限りて権利行使できるものとする。 ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成24年3月23日発行）	
決議年月日	平成24年3月6日
新株予約権の数（個）	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,409,437（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,441（注）2
新株予約権の行使期間	平成24年4月6日から 平成28年3月8日まで（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）4	発行価格 1,441 資本組入額 721
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 平成27年12月23日までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、平成27年10月1日に開始する四半期に関しては、平成27年12月22日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を（注）2.記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

②本新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、1,441円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcc}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}
 \end{array}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. ①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成28年3月8日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、当社が本新株予約権付社債を取得する場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、

本新株予約権を行使することはできない。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
5. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
6. ①組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) 又は (ii) に従う。なお、転換価額は（注）2②と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。

(ト) 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、

計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成24年3月23日発行）	
決議年月日	平成24年3月6日
新株予約権の数（個）	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,676,156（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,405（注）2
新株予約権の行使期間	平成24年4月6日から 平成29年3月9日まで（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）4	発行価格 1,405 資本組入額 703
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 平成28年12月23日までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、平成28年10月1日に開始する四半期に関しては、平成28年12月22日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を（注）2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

②本新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、1,405円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その

他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. ①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成29年3月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、当社が本新株予約権付社債を取得する場合、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

6. ①組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2②と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間

の満了日までとする。

(へ) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。

(ト) 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年4月20日 (注)	△12,269	144,697	—	15,466	—	17,046

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年2月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

(平成24年2月20日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 113,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,757,500	1,567,575	—
単元未満株式	普通株式 95,908	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	156,967,008	—	—
総株主の議決権	—	1,567,575	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数60個が含まれております。

②【自己株式等】

(平成24年2月20日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
イオンクレジット サービス(株)	東京都千代田区神田錦町 一丁目1番地	113,600	—	113,600	0.07
計	—	113,600	—	113,600	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）並びに、「クレジット産業に係る会計基準の標準化について」（通商産業省通達60産局第291号）及び「信販会社の損益計算書における金融費用の表示について」（日本公認会計士協会 信販・クレジット業部会 部会長報告）の趣旨に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,250	33,661
割賦売掛金	427,634	443,946
営業貸付金	255,704	258,074
その他	71,230	78,069
貸倒引当金	△42,346	△40,369
流動資産合計	733,474	773,383
固定資産		
有形固定資産	13,853	14,418
無形固定資産	18,144	※3 17,848
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 121,417	※1 118,139
その他	20,642	20,913
投資その他の資産合計	142,059	139,052
固定資産合計	174,057	171,320
繰延資産	127	176
資産合計	907,658	944,879
負債の部		
流動負債		
買掛金	142,117	174,560
短期借入金	34,000	34,002
1年内返済予定の長期借入金	72,542	78,390
1年内償還予定の社債	54,419	34,301
未払法人税等	1,831	2,189
ポイント引当金	10,859	12,369
その他の引当金	1,050	1,735
その他	38,164	41,919
流動負債合計	354,986	379,469
固定負債		
社債	50,095	52,153
転換社債型新株予約権付社債	—	30,000
長期借入金	305,340	303,044
利息返還損失引当金	9,250	7,746
その他の引当金	278	298
その他	5,854	5,403
固定負債合計	370,820	398,646
負債合計	725,806	778,115

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,466	15,466
資本剰余金	17,046	17,046
利益剰余金	134,582	118,638
自己株式	△188	△145
株主資本合計	166,907	151,006
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,183	1,097
繰延ヘッジ損益	△1,562	△1,452
為替換算調整勘定	△7,711	△7,870
その他の包括利益累計額合計	△8,091	△8,226
新株予約権	12	25
少数株主持分	23,023	23,957
純資産合計	181,852	166,763
負債純資産合計	907,658	944,879

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	16,354	18,830
個別信用購入あっせん収益	2,064	1,863
融資収益	16,456	16,336
業務代行収益	1,722	1,771
償却債権取立益	658	798
その他	2,671	3,702
金融収益	6	17
営業収益合計	39,936	43,320
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	6,145	4,906
ポイント引当金繰入額	2,208	2,588
その他	23,633	26,377
販売費及び一般管理費合計	31,987	33,872
金融費用	3,454	3,266
営業費用合計	35,442	37,139
営業利益	4,493	6,181
営業外収益		
受取配当金	44	46
負ののれん償却額	50	—
その他	11	13
営業外収益合計	106	59
営業外費用		
持分法による投資損失	44	—
為替差損	8	21
自己株式取得費用	—	15
その他	4	0
営業外費用合計	56	38
経常利益	4,542	6,203
特別損失		
災害による損失	* 3,140	—
その他	214	—
特別損失合計	3,354	—
税金等調整前四半期純利益	1,187	6,203
法人税、住民税及び事業税	2,413	969
法人税等調整額	△2,281	1,092
法人税等合計	131	2,062
少数株主損益調整前四半期純利益	1,056	4,140
少数株主利益	803	1,120
四半期純利益	252	3,020

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,056	4,140
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△199	△49
繰延ヘッジ損益	△463	228
為替換算調整勘定	△590	△500
その他の包括利益合計	△1,253	△320
四半期包括利益	△197	3,820
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△476	2,885
少数株主に係る四半期包括利益	279	934

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日）

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
（自 平成24年2月21日
至 平成24年5月20日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月20日)																																								
<p>※ 1. 「投資有価証券」には、提出会社が委託者兼受託者である自己信託の受益権50,854百万円が含まれております。</p> <p>2. 偶発債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証対象</th> <th style="text-align: center;">対象残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携金融機関が行っている 個人向けローン等</td> <td style="text-align: center;">20,702</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記保証金額には、外貨保証金額351百万円 (28,582千人民元) が含まれております。</p> <p>3. _____</p> <p>4. 当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約及び貸出コミットメント契約</p> <p>(1) 当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約 提出会社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行等と当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越及び借入、割引支払コミットメント</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">極度額</td> <td style="text-align: right;">275,771百万円</td> </tr> <tr> <td>実行額</td> <td style="text-align: right;">49,437百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：未実行残高</td> <td style="text-align: right;">226,333百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸出コミットメント契約 提出会社及び一部の連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">5,568,112百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行額</td> <td style="text-align: right;">301,382百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：貸出未実行残高</td> <td style="text-align: right;">5,266,729百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。</p> <p>また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金用途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>	保証対象	対象残高 (百万円)	提携金融機関が行っている 個人向けローン等	20,702	極度額	275,771百万円	実行額	49,437百万円	<hr/>		差引：未実行残高	226,333百万円	貸出コミットメント総額	5,568,112百万円	貸出実行額	301,382百万円	<hr/>		差引：貸出未実行残高	5,266,729百万円	<p>※ 1. 「投資有価証券」には、提出会社が委託者兼受託者である自己信託の受益権43,439百万円が含まれております。</p> <p>2. 偶発債務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証対象</th> <th style="text-align: center;">対象残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携金融機関が行っている 個人向けローン等</td> <td style="text-align: center;">24,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記保証金額には、外貨保証金額301百万円 (23,124千人民元) が含まれております。</p> <p>※ 3. 「無形固定資産」には、のれん1,507百万円が含まれております。</p> <p>4. 当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約及び貸出コミットメント契約</p> <p>(1) 当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約 提出会社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行等と当座貸越契約、借入、割引支払コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越及び借入、割引支払コミットメント</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">極度額</td> <td style="text-align: right;">287,421百万円</td> </tr> <tr> <td>実行額</td> <td style="text-align: right;">67,833百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：未実行残高</td> <td style="text-align: right;">219,588百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸出コミットメント契約 提出会社及び一部の連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">5,603,082百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行額</td> <td style="text-align: right;">291,611百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：貸出未実行残高</td> <td style="text-align: right;">5,311,470百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。</p> <p>また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金用途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>	保証対象	対象残高 (百万円)	提携金融機関が行っている 個人向けローン等	24,095	極度額	287,421百万円	実行額	67,833百万円	<hr/>		差引：未実行残高	219,588百万円	貸出コミットメント総額	5,603,082百万円	貸出実行額	291,611百万円	<hr/>		差引：貸出未実行残高	5,311,470百万円
保証対象	対象残高 (百万円)																																								
提携金融機関が行っている 個人向けローン等	20,702																																								
極度額	275,771百万円																																								
実行額	49,437百万円																																								
<hr/>																																									
差引：未実行残高	226,333百万円																																								
貸出コミットメント総額	5,568,112百万円																																								
貸出実行額	301,382百万円																																								
<hr/>																																									
差引：貸出未実行残高	5,266,729百万円																																								
保証対象	対象残高 (百万円)																																								
提携金融機関が行っている 個人向けローン等	24,095																																								
極度額	287,421百万円																																								
実行額	67,833百万円																																								
<hr/>																																									
差引：未実行残高	219,588百万円																																								
貸出コミットメント総額	5,603,082百万円																																								
貸出実行額	291,611百万円																																								
<hr/>																																									
差引：貸出未実行残高	5,311,470百万円																																								

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
※ 災害による損失 東日本大震災による損失を計上しており、その内訳は次のとおりであります。 営業債権の回収不能見込額 2,953百万円 その他 186百万円 合計 3,140百万円 なお、営業債権の回収不能見込額は、貸倒引当金の繰入にて処理しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
減価償却費	1,966百万円	2,117百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月13日 取締役会	普通株式	3,921	25	平成23年2月20日	平成23年4月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年4月13日 取締役会	普通株式	3,921	25	平成24年2月20日	平成24年4月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	クレジット	フィー ビジネス	海外	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益						
外部顧客への 営業収益	23,513	3,661	12,761	39,936	—	39,936
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	0	293	—	293	△293	—
計	23,514	3,954	12,761	40,229	△293	39,936
セグメント利益 又は損失(△)	2,975	△146	2,468	5,297	△803	4,493

(注) 1.セグメント利益又は損失(△)の調整額△803百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成24年2月21日 至平成24年5月20日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	クレジット	フィー ビジネス	海外	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益						
外部顧客への 営業収益	23,851	5,102	14,366	43,320	—	43,320
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	0	289	13	302	△302	—
計	23,851	5,391	14,379	43,623	△302	43,320
セグメント利益	3,510	424	3,067	7,001	△819	6,181

(注) 1.セグメント利益の調整額△819百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年5月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円61銭	20円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	252	3,020
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	252	3,020
普通株式の期中平均株式数(千株)	156,853	146,638
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1円61銭	18円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	5	13,842
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成24年4月13日開催の取締役会において、剰余金の配当につき次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額 3,921百万円
- (2) 1株当たり配当金 25円00銭
- (3) 効力発生日 平成24年4月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月2日

イオンクレジットサービス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオンクレジットサービス株式会社の平成24年2月21日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオンクレジットサービス株式会社及び連結子会社の平成24年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月3日
【会社名】	イオンクレジットサービス株式会社
【英訳名】	AEON CREDIT SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼専務執行役員 経営管理本部長 若林 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役兼社長執行役員神谷和秀及び当社取締役兼専務執行役員経営管理本部長若林秀樹は、当社の第32期第1四半期（自平成24年2月21日 至平成24年5月20日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています